

湖山西地区人権教育推進協議会規約

第1条 この会は、湖山西地区人権教育推進協議会という。

第2条 この会の事務所は、湖山西地区公民館に置く。

第3条 この会は、民主社会の構築と明るい地域づくりを目ざすため人権教育の推進を図ることを目的とする。

第4条 この会は、湖山西地区の住民で、この会の趣旨に賛同する各種団体及び個人(以下会員という)をもって組織する。

第5条 この会は、第3条の目的達成のため、次の事業を行う。

- 1) 人権教育・啓発の推進
- 2) 小地域懇談会等地域学習会に関する研究会及び地域懇談会の開催
- 3) 人権課題の研究調査、資料の収集・作成とその提供
- 4) 各種研究大会への派遣及び関係団体との連携
- 5) 指導者の養成
- 6) その他この会の目的を達成するために必要と認める事項

第6条 この会に、次の役員を置く。

- 1) 会長 1 名、副会長若干名、理事若干名、人権啓発推進員(以下推進員という)4 名、監事 2 名とする。
- 2) この会に、顧問を置くことができる。

第7条 この会の役員を選出は、次のとおりとする。

- 1) 会長、副会長、理事、推進員、監事は総会において選出する。
- 2) 顧問は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

第8条 役員任期は1年とする(推進員は除く)。ただし、再任は妨げない。

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代行する。
- 3) 理事及び推進員は、第5条に定める事業の企画・運営にあたりこれを推進する。
- 4) 監事は、会計を監査する。
- 5) 顧問は、会務について意見を述べ、必要に応じて助言することができる。

第10条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

- 1) 総会は、第4条に掲げる各種団体及び個人をもって構成し、総会の議長は会長がたる。
- 2) 役員会は、第6条に掲げる会長、副会長、理事、推進員で構成する。

第11条 総会は、原則として毎年1回開催するものとし、次の事項を審議・決定する。

- 1) 事業計画及び予算に関すること
 - 2) 事業報告及び決算に関すること
 - 3) 役員選出に関すること
 - 4) 規約の改廃に関すること
 - 5) その他この会の運営に関する重要事項
2. 役員会は、必要に応じ随時開催するものとし、総会に提出する議案の審議及び事業の推進執行にあたる。

第12条 この会に事務局を置き、職員をおくことができる。

- 1) 役員会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 2) 職員は会長の命をうけて、庶務・会計の事務を行う。

第13条 この会の経費は、負担金・助成金、その他の収入をもってあてる。

第14条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

* 第4条の各種団体とは

湖山西地区公民館、湖山西自治会、湖山西小学校PTA、湖山西まちづくり協議会、湖山西地区社会福祉協議会、湖山西地区老人クラブ連合会、湖山西地区民生児童委員協議会、湖山西地区子ども会指導者連絡協議会、湖山西体育会、湖東中学校PTA、鳥取地区交通安全協会湖山西支部、湖山西地区健康づくり推進員協議会、鳥取更生保護女性会湖山西校区、湖山西地区母子会、鳥取市食育推進員会湖山西支部、湖山西壮年団、鳥取保護区保護司会(湖山西)

付 則

1. この規約は平成 4年4月 1日から施行する。
2. この規約の一部を改正し、平成 5年4月 1日から施行する。
3. この規約の一部を改正し、平成 7年5月 26日から施行する。
4. この規約の一部を改正し、平成 23年5月 1日から施行する。
5. 名称を変更するにあたって「湖山西地区同和教育推進協議会の名称変更にあたって」の趣旨文を作成。(平成 23年5月1日)
6. この規約の一部を改正し、平成 25年4月 27日から施行する。
7. この規約の一部を改正し、平成 27年4月 25日から施行する。